

奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十六号

奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

奈良県就学指導委員会規則（昭和五十年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県教育支援委員会

第一条中「就学の適正を図る」を「障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行う」に、「奈良県就学指導委員会」を「奈良県教育支援委員会」に改める。
第二条中「審議」を「助言」に、「就学指導」を「就学先の決定その他の教育支援」に改める。

第七条第二項中「任命」を「委嘱又は任命」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。